

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにおける提出意見と対応

1. パブリックコメントの実施概要

実施期間 令和2年2月1日（土）～3月2日（月）

公表場所 役場町民課、役場屈足支所、町図書館、町ホームページ

意見提出方法 郵送、FAX、メール、持参

提出意見

（1）意見提出者数 2名

（2）提出意見件数 40件

（3）意見の内容

① 総論について 4件

② ごみ処理基本計画について 24件

③ 生活排水処理計画について 4件

④ その他 8件

2. 提出意見と対応

別紙のとおり

(1) 総論について

N o	原案ページ	ご意見（概要）	対応
1	1	平成 40 年度は、令和元号で表示すべき。令和 10 年。	令和 10 年度（平成 40 年度）と表記します。
2	1	単独処理から広域処理を検討・協議することになった理由付けが必要でないか。	「ごみ処理に係る経費削減を図るため、」と追記します。
3	2	第 8 期総合計画の個別計画となるので、ライン付けした方がよい。また循環型社会形成推進地域計画（26 年度策定）も個別計画の一つ、列記すべきではないか。	一般廃棄物処理基本計画の法律上の位置づけを整理したものであり、他の計画等との関係については、第 1 編第 3 章上位計画の概要で整理しています。なお、平成 26 年度に策定した循環型社会形成推進地域計画は平成 30 年度までの計画だったため、本計画には記載していませんが、新たに循環型社会形成推進地域計画を策定する際は、本計画との整合性に配慮して策定します。
4	3～6	地域の概況は必要か。様式的な基準であれば別だが、なければ生活環境関連主要ポイントでよいのではないか。人口・世帯数推移（国勢調査）、産業別就業者数推移、町総合計画における廃棄物ごみ、し尿処理対策の沿革、実績データ等を記載した方が有役、個別計画の役割とも考える。第 7 期総合計画の後期計画では 17 年から 21 年までのデータ、第 8 期では現況でさらに文章表現が簡略化されて詳細が分からない。	環境省が定めた「一般廃棄物処理基本計画策定指針」に基づき、人口・世帯数推移（国勢調査）、産業別就業者数推移は地域の概況に掲載し、ごみ処理の実績データは第 2 編ごみ処理基本計画に、し尿処理の実績データは第 3 編生活排水処理基本計画にそれぞれ掲載しています。なお、町総合計画との関係については、今後の廃棄物処理の基本方針等について整理しております。廃棄物ごみ、し尿処理対策の沿革については資料編に記載します。

(2) ごみ処理基本計画について

N o	原案ページ	ご意見（概要）	対応
1	1 2	ごみ処理の流れ説明が主になるが、初計画につきごみ処理における歴史（稼働開始年月）を入れておきたい。 昭和 34 年 7 月 じん芥焼却炉でき荷馬車搬入 （管理委託：新得衛生組合） 昭和 41 年 5 月 新得衛生組合が車両の巡回ごみ収集開始 昭和 44 年 4 月 福山地区にバッチ式焼却炉新設、移転管理 昭和 48 年 4 月 収集、処理業務を町直営化 平成 7 年 4 月 一般廃棄物埋立処分場供用開始 平成 9 年 6 月 ごみの 2 分別収集開始 平成 9 年 9 月 一般廃棄物中間処理施設稼働開始 平成 12 年 1 月 リサイクルセンター稼働開始 平成 15 年 4 月 ごみの有料化スタート	一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、ごみ処理に係る歴史は計画本文に記載しませんが、資料編において、ごみ処理の沿革として記載します。
2	1 3 ～ 1 5	5 年間のデータを基礎とする根拠があるのか。平成 9 年スタート事業で、長期データによる分析が有効と思われるが・・・。 また草木類は燃やせないごみ扱いの旨、注釈してはどうか。	環境省が定めた「一般廃棄物処理基本計画策定指針」では、過去 5 年以上の実績を把握・整理することが適当であるとされており、5 年間のデータを基礎としています。なお、現在の分別区分は後段で整理しており、草木類は燃やせないごみ扱いの注釈は不用と考えます。
3	1 6	集団回収は昭和 53 年頃から子ども会の活動費確保などのため町内会活動の一環としてスタートした。平成 4 年 6 月資源ごみの町内会収集を制度化開始。5 年後から資源ごみの町内会集団回収補助金（回数基準）を制度化、その後収集範囲の制限を経て 27 年度から現在形になった。	一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、ごみ処理に係る歴史は本計画に記載しませんが、資料編において、ごみ処理の沿革として記載します。
4	1 6	廃食用油、古着・古布の回収量のデータはないか。なければ今後把握すべきでは。	回収量は把握しています。
5	1 8	「収集運搬を」は、「収集運搬は、」ではないか。	意見のとおり修正します。

N o	原案ページ	ご意見（概要）	対応
6	1 8	小さいことだが、今後課題化すると思われるごみステーションの管理を追記してはどうか。新得市街に 341、屈足市街に 139、農村地区に 62、合わせて 542 か所の設置があり、町内会主導を基本に設置、自主管理を強調したい。町の支援は、飛散防止ネットの無料配布、設置位置や個所の見直しなど要望・相談への支援、適正管理に努める。	ごみステーションの管理については、現時点では大きな課題となっていませんが、収集の効率化を進めるためには、ごみステーションの統合が必要となることから、次期計画策定時の状況により記載するか検討します。
7	1 9～2 0 2 2	表中の稼働年月・供用開始は表記を統一したらどうか。	中間処理施設は「稼働」、埋立処分場は「供用」が一般的のため、そのままの表記とします。
8	2 0	表 2-1-11 に年間稼働日数を追記できないか。日処理量が分かる。施設の老朽化が広域化の一理由。耐用年数、長寿命化対策の取組など記載してはどうか。写真で可視化してもよい。	一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、広域加入の検討経過の記載は不用と考えます。
9	2 2	埋立場の満杯も広域化の理由。全体として埋立量／埋立容量で示せば数値的根拠となり、余力がそれだけか説明になる。写真でもよい。	一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、広域加入の検討経過の記載は不用と考えます。
1 0	2 3	十勝圏複合事務組合の解説必要ないか。加入構成町村の経緯などあった方がよい。今後、数度の表現あり「くりりんセンター」などに読み替え表示するなど整理してはどうか。広域処理の表現は「共同処理」が適切でないか。新中間処理施設等整備基本構想では共同処理で表現。現施設の状況説明がなく、処理体制の見直しだけでは説得力に欠ける。	くりりんセンターは十勝圏複合事務組合の中間処理施設の呼称であり、このままの表記とします。「広域処理」は「共同処理」に修正します。
1 1	2 4	6 行目の「また、」はいらない。進行が想定されるためは理由にならない。「想定される中、循環型社会を想定した」にしてはどうか。	「また、」は削除し、「想定されるため」を「想定される中、循環型社会の実現に向けて、」に修正します。

N o	原案ページ	ご意見（概要）	対応
1 2	2 5	目標の根拠は資料編に記載あり。「資料」が計画の肝の部分であり、資料編はおかしい。数値目標と施策の関連がはっきりしない。設定減量値、リサイクル率の達成時期がいつになるのか不明。	これまでの計画でも推計データは資料編に掲載しており、同様の取扱いとします。数値目標については、ごみの排出量が増加傾向にあるため、減量値やリサイクル率を達成する形ではなく、実績の最小値等を用いて目標値を設定しており、達成時期を定めた目標とはなっていません。
1 3	2 7	人口が減ってきているのに、ごみが減らないのは何故なのでしょう。食品などの過剰包装がひとつの原因だと思うので、それを少なくする取り組みが求められるのではないのでしょうか。	ご意見のとおり、ごみになってしまうものを減らす取り組みが重要であり、町民、事業者、行政が身近なところから取り組みを実践することが必要と考えます。
1 4	2 9	生ごみの処理について、水分が多いので、燃焼させる石油量の減量のためにも、町で生ごみ処理機を導入できないか。オムツの水分も乾かすことができれば、燃料の減少につながるだろう。	生ごみの減量化については、食品ロス削減や水切りなどの行動実践に向けた啓発活動を行うほか、生ごみ処理等の新たな取り組みを検討してまいります。
1 5	2 9	燃やせないごみ、リサイクルごみの減量化の一提案。袋状のものは、なるべく丸めて棒状にして、止め結びにして出す。そうすると体積は半分以下になります。帯広への輸送コストの減量につながるのではないのでしょうか。	今後の施策の参考とさせていただきます。
1 6	3 0	プラマークがついていても、洗いきれなくて、結局燃やせないごみとして出してしまうている。燃やせないごみが減りにくい原因になっているだろう。	ご意見として承ります。
1 7	3 0	枝などについては、薪ストーブを使用している人に使ってもらう仕組みがあれば良いと思います。	今後の施策の参考とさせていただきます。
1 8	3 0	災害廃棄物処理計画は令和 7 年度で策定率市町村 60%の目標数値あり。施策としていきたい。策定期間だけでも具体化しておきたい。	令和 3 年度に策定を予定しております。
1 9	3 1	3 年度以降につき、中継施設は入れるべき。	中継施設は処理施設ではないため図に含んでおりません。
2 0	3 2	今後建設を計画しているは「新設する」でないか。機能役割、体制なども記載したい。	中継施設の詳細は今後の検討としております。

N o	原案ページ	ご意見（概要）	対応
2 1	3 2	事業系の分別資源ごみの受け入れは可能か。基準を設定し受け入れるべき。	事業活動に伴って生じたごみは、ごみを出した事業者自らの責任で処理していただくため、資源になるものであっても中継施設で受け入れることはできません。
2 2	3 4	中継施設の計画、今後検討では遅い。1年以内のこと、構想などとして可能な限り具体的に描けないか。	中継施設は、基本的に現在の一般廃棄物中間処理施設の一部を活用して整備しますが、機械設備などの詳細は今後の検討としております。なお、整備はごみの受け入れをしながら進める予定ですので、持ち込まれる町民への影響は無いものと考えています。
2 3	3 4	広域処理に伴う負担軽減の説明。毎年度の維持管理費などの負担は少ない方が経済的。組合加入時負担金など金額提示はいずれ必要だが、組合ルールによる試算は示したい。自町の運搬排出量実績は、維持費負担にどう影響するのか。減量化や資源化の目標になるのか。	一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、広域加入の検討経過の記載は不用と考えます。
2 4	資料 2	原単位 669g／人・日の推計値。28 年度は台風発生年で施設の故障もあり他施設で処理しており理論的説得力が弱い、5.1%は目標数字として無理のない減量値、以上を実現したい。	数値目標については、ごみの排出量が増加傾向にあるため、減量値やリサイクル率を達成する形ではなく、実績の最小値等を用いて目標値を設定しており、達成時期を定めた目標とはなっていません。

（３）生活排水処理計画について

N o	原案ページ	ご意見（概要）	対応
1	3 8	新得町のし尿施設の歴史を記載しておきたい。 昭和 42 年 12 月 西十勝し尿処理センターオープン （3 町の一部事務組合運営） 昭和 61 年 9 月 新得終末処理場供用開始（着工 58 年） 平成 7 年 11 月 屈足終末処理場供用開始（着工 4 年） 平成 11 年 3 月 十勝環境複合事務組合に受入れを引き継ぎ 一部事務組合を解散	一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、し尿処理に係る歴史は計画本文に記載しませんが、資料編において、し尿処理の沿革として記載します。

N o	原案ページ	ご意見（概要）	対応
2	4 5	間接的だが町管理施設トイレの洋式化推進を追記したい。快適でやさしい環境づくりに向け、公共施設の和式便器の解消、オストメイト施設の充実などを目指したい。	一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、公共施設の和式便所の解消やオストメイト施設の充実は本計画に盛り込む事項ではありません。
3	4 8	表 3-4-2 のタイトルの見通しは「目標」ではないか。	ご意見のとおり修正します。
4	4 9	表 3-4-3 のタイトルの見通しは「推計」ではないか。	ご意見のとおり修正します。

（４）その他のご意見について

N o	ご意見（概要）	対応
1	市町村に法的に義務付けされた計画。平成 26 年策定の計画を今回は見直し策定するもの。6 年経過だが、処理方法の変更は重大な内容変更と理解できる。	処理方法の変更は、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があると判断し、一般廃棄物処理基本計画を見直しするものです。
2	計画表題に「第 2 次」または「第 2 期」と明示すべき。	新得町では平成 4 年 3 月に一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画を策定し、平成 16 年 3 月に第 2 期、平成 26 年 3 月に現在の第 3 期基本計画を策定しました。このことから、第 4 期を追記します。
3	表や図の配置、中央揃えが多いが、両端揃え（中央）に統一してはどうか。	これまでの計画と同様に中央揃えとします。
4	15 年を 1 期とする計画は妥当か。15 年サイクルは長すぎる、10 年でも長い気がする。法的な根拠などなければ、この際見直してはどうか。（確か帯広市は 10 年計画。町の総合計画も 10 年）見直しサイクルはおおむね 5 年ごととしているが、検証も含めて 5 年ごとを明確にしたほうが良い。	環境省が定めた「一般廃棄物処理基本計画策定指針」では、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改訂するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされており、本町では長期的な目標として 15 年先に目標をおき、概ね 5 年ごとの改訂を予定しています。
5	町民・事業者・行政の行動分担がある計画で、特に町民の実践が鍵。行政の啓発と取組みへの支援が求められる。改訂ごみ辞典に概要版のポイントを掲載するなど工夫を期待する。	ごみの排出抑制やリサイクルに関する施策に取り組み、本計画の基本理念である「環境にやさしい協働・循環型のまちづくり」を進めていきます。
6	新中間処理施設整備計画の経過説明、関心の高いテーマにつき、動向の節目で情報の発信や説明などをしてほしい。	積極的な情報提供に努めます。

No	ご意見（概要）	対応
7	数値目標の検証が必要。ごみの減量化、資源化は町民、事業者、行政に共通する達成目標であり毎年度検証が理想、実践行動の見える化にもなる。	これまで一般廃棄物処理基本計画の策定や進捗管理は行政が行っていましたが、いただいたご意見をもとに、町民・事業者・行政による常設組織の設置を検討します。
8	これまでの策定経過が分からないが、行政の廃棄物処理計画の策定だけでないので、どこで見直し管理（策定）するのかその組織は明示しておくべきと考える。組織は町づくり推進協議会も一方法だが、計画の性格から町民・事業者参加による策定・検証が基本と考える。他の分野でも何かあると町づくり推進協議会に頼る傾向にあり、手続きとしては効率的だが、意見者が限定されることは情報共有や町民意見の軽視化になりかねない。独立組織として検証を含めた、常設組織が理想。住民意見合意の場にもなり、検討に値すると思う。参考となる事例：手話条例推進員会、暮らしづらさ解消委員会	これまで一般廃棄物処理基本計画の策定や進捗管理は行政が行っていましたが、いただいたご意見をもとに、町民・事業者・行政による常設組織の設置を検討します。